

平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）

の進行状況に係る点検結果

令和元年11月 平塚市環境審議会

平塚市環境審議会では、平成30年度の平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）の進行状況に係る点検を行った。点検結果は、以下のとおりである。

1 計画全般に対する評価

前期事業計画の5年間の2年目であった平成30年度において、134個の個別施策のうち、4（目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合）以上の評価は122個となり、計画全体として9割以上の施策で目標達成と同等と考えられる実績を得られた。一方、3（概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合）以下の評価も12個あり、課題解決に向けた検証を行うとともに改善に努める必要がある。また、5（目標を超える実績が得られた場合）の評価は13個あり、実績等を考慮し目標設定や取組内容の見直しを図り、さらに推進していただきたい。

施策分野 \ 評価	5	4	3	2	1	—	合計 (施策分野)
① 生活環境分野	2	13	1	—	—	—	16
② 自然環境分野	3	31	1	1	—	1	37
③ 都市環境分野	—	31	1	1	—	1	34
④ 地球環境分野	6	20	2	2	—	—	30
⑤ 環境保全活動等	2	14	1	—	—	—	17
合計(評価)	13	109	6	4	0	2	134

評価・・・5、達成率100%超、目標を超える実績が得られた場合

4、達成率80%以上100%以下、目標を達成した場合、目標達成と同等と考えられる実績が得られた場合

3、達成率50%以上80%未満、概ね計画どおり事業が進展したが、目標を達成できなかった場合

2、達成率10%以上50%未満、あまり事業が進展せず、目標を達成できなかった場合

1、達成率10%未満、目標値を著しく下回った場合、計画上事業を実施する予定であったが、実施できなかった場合

—、その他、方針を変更又は廃止した場合、未実施又は実績等がでておらず評価できない場合

2 各施策分野に対する評価

(1) 安全な生活環境を確保します（生活環境分野）

市民の安全で快適な生活環境を確保するためには、日常生活や事業活動から生じる大気汚染、水質汚染、騒音、振動、悪臭などを防止することが必要不可欠である。法令や条例等に基づく市民、事業者への指導等を着実に実施することは勿論のこと、本市の大気や水質等のデータを収集し、分かり易く周知することにより、市民、事業者が安心して日常生活を送れるように事業を推進していただきたい。

また、市民の安全で快適な生活環境を確保するためには、市民、事業者がその必要性、重要性を正しく理解し、能動的に事業に協力するように促すことも重要である。事業の必要性、重要性を市民、事業者が正しく理解できるよう、事業の意識啓発に努めていただきたい。

(2) 自然環境を保全・再生します（自然環境分野）

本市は、相模湾に面した海岸線、相模川と金目川の下流域に発達した平野、市域西部の丘陵地など、多様性に富んだ豊かな自然に恵まれており、このような自然環境を生かし、農業、漁業がバランスよく発達している。この豊かな自然環境や農水産資源を永続的に保全するために、市内の農水産団体や市民団体と協働し、市民が豊かな自然環境を身近に感じ、自然環境や農水産資源を保全する必要性を感じられる事業を推進していただきたい。

また、今後、地球温暖化による極端な気象現象が頻発することが予想されることから、市民が参加する自然環境に関する事業を実施する際には、安全の確保に留意することはもとより、変動する気象現象に対応した事業の実施を図っていただきたい。

本市では、平成34年度の平塚市生物多様性アクションプランの策定に向けて、生物多様性推進協議会を設立し、市民、事業者、行政が一体となり平塚の生物多様性を後世に繋げる事業を推進しているが、今後も柔軟に様々な知見をとり込むことで、効果的な事業の実施に努めていただきたい。

また、本市内では、近年、アライグマやイノシシなどの有害鳥獣による被害が頻発していることから、有害鳥獣の実態の把握や対策を推進していただきたい。

(3) 快適な都市環境を保全・創造します（都市環境分野）

本市では、市民活動団体や事業者などによる公園や道路沿いの美化や緑化活動により、身近な緑や美観が保全、創造されている。このような市民活動団体や事業者の活動が実施し易い環境を整備すると共に、継続して事業を実施できるよう有効な支援を実施していただきたい。また、他のモデルとなる緑化や美観の確保の事例を広く周知することにより、同様の取組を市内全域に広げるよう努めていただきたい。

「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」の一部改正が平成30年6月に施行され、動物のふん尿に関する飼い主のモラルの向上や不燃ごみの持ち去りの強化を図っているが、市民の条例への理解が十分に深まっているとは言えない。市内各地区の市民活動団体などの協力を得て、地域に根差した美化活動や条例の普及啓発を推進することで、市民の美化意識の向上を図っていただきたい。

また、動物のふん尿に関する飼い主のモラル向上については、条例の効果的な周知の他、ペットの飼い主のマナー教室等を継続的に実施することで、ペットの飼い主の意識啓発を図っていただきたい。

低炭素で快適な都市環境の保全、創造するためには、必要に応じて都市のインフラ整備を実施することは大切である。自転車や公共交通機関が利用し易い環境を整備するなど、新たな交通マネジメントやシステムの整備を推進していただきたい。

また、ツインシティ大神地区土地区画整理事業は、環境共生都市を目指したまちづくりが進められているが、他の地区のモデルとなるような取組の検討をしていただきたい。

(4) 地球環境保全へ貢献します(地球環境分野)

地球温暖化はひっ迫した問題であり、地球温暖化の主因とされる二酸化炭素の排出量を減らす取組は、市役所が率先して取り組むとともに、市内の事業者や市民に地球温暖化の対策のための「賢い選択」を促す「COOLCHOICE ひらつか」や「ひらつかコツコツプラン」などに市民、事業者が率先して取り組むよう効果的な事業の実施を図り、地球温暖化対策の取組が市内全域に広がるように努めていただきたい。

また、温暖化対策を進めるためには、本市の特性を踏まえた効果的なエネルギー施策の実施も求められている。再生可能エネルギーの導入やエネルギーの地産地消などの施策を検討し、市内全域に取組を広げることで、二酸化炭素の排出量の少ないエネルギーの導入やエネルギーの域内循環等を推進していただきたい。

近年、マイクロプラスチックが海洋環境にもたらす影響が問題視されるなど、廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理による循環型社会の実現が益々必要とされている。市内各地区のごみ減量化推進員等による3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組など、地域や日常生活に根差した活動を推進していただきたい。

また、平成30年9月に神奈川県が「かながわプラごみゼロ宣言」をして、2030年度までのできるだけ早期に、リサイクルされない、廃棄されるプラごみゼロを目指すとしている。本市でもプラごみなどの廃棄物の削減に具体的な数値目標を設定するなど、循環型社会に向けて積極的な施策の推進を図っていただきたい。

(5) 市民・事業者等による環境保全活動を促進します(環境保全活動等)

本市の地球温暖化対策や環境保全を推進するためには、環境ファンクラブなどの市民活動団体や事業者による環境保全活動の取組が必要不可欠である。市民活動団体や事業者による環境保全活動の取組が市内全域に広がるよう、活動が実施し易い環境を整えると共に、取組が他の事業者、市民に波及するよう努めていただきたい。

また、市民活動団体の活動や事業者による環境保全活動の取組を促進させるためには、市民への意識啓発が重要である。市民活動団体による環境講座などを実施することで、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の育成に努めていただきたい。

将来を担う子ども達が環境について自ら考え、率先して行動するためには、環境教育の継続的な実施が大切である。公立幼稚園・小中学校では、わかば環境ISOの取組を中心に各学校独自の環境教育が継続的に実施されているが、その取組が多く私立幼稚園にも広がるように努めていただきたい。また、環境ファンクラブによる出前講座やこども環境教室などを通して、子ども達が環境について体験的に学ぶ機会が得られるよう、事業の継続的な実施や周知を図っていただきたい。

3 まとめ

当審議会の点検結果については、市民や組織内における点検結果とともに今後の各施策に反映され、その実効性が高められることを期待する。

また、平成30年度は、平塚市環境基本計画前期事業計画（平成29年度～平成33年度）の2年目であるが、PDCA サイクルで計画を進行管理し、地域の特性や実状、社会情勢等を考慮し、実効性、機動性、柔軟性をもって事業の展開を図っていただきたい。